

用語の解説

本解説版で使用している用語の解説は以下のとおりです。

- 遊具** : 都市公園法施行令第4条 - 3に示された遊戯施設のうち、主として子どもの遊びに供することを目的として、地面に固定的に設置されるもの。(ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これらに類するもの)
- 遊び場** : 遊具とその周辺の、子どもの遊びに供することを目的とする一体の空間。
- 遊びの価値** : 遊びは、子どもが生きていくために必要な身体的、精神的、社会的能力などを身につけるために不可欠なものであるということ。
- 事故** : 遊具に関連して発生し、思いかけず心身に一定の障害・傷害あるいは死を引き起こす出来事。
- リスク** : 事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性。遊びの価値のひとつ。
- ハザード** : 事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性。
- 公園管理者** : 都市公園法に基づく、都市公園の設置・管理者。
- 製造・施工者** : 遊具の製造・施工を受託・請負した者。
- 幼児** : おおむね3歳から小学校就学前の者。
- 保護者** : 子どもに対する保護責任がある者。
- 地域住民** : 当該遊び場の利用者が生活する地区の住民。
- 専門技術者** : 遊具の構造に熟知する専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者。
- 地域ニーズ** : 遊びや遊具の種類、安全などに関する地域住民の要求。
- 設置面** : 遊具が固定されている地盤面、又はそれに準じた整地面。
- 安全領域** : 遊具の安全な使用に必要とされる空間。(ENより)
- クリアランス** : 部材と部材、遊具と設置面の間隔。
- 挟み込み** : 開口部や隙間に、全身あるいは身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなること。
- 手すり** : 利用者の手を支え、身体を安定させるための横木。
- 落下防止柵** : 高所から不注意あるいは予期しない転落を防止する柵。